

償却資産の申告はお早めに

会社や個人で工場や商店を営んでいる人、農林業などを営んでいる人、アパートや駐車場などを貸している人（以下、事業者）には、その事業のために所有する構築物、機械、備品などの償却資産（自動車は大型特殊自動車のみ対象）に対し、固定資産税が課税されます。法令により、事業者は、税務署への申告とは別にその資産が所在する市町村への申告が必要です。申告が必要と思われる人に、12月中旬までに申告用紙などを送付します。必要事項を記入し、期限までに提出してください。

■問い合わせ 本庁税務課家屋係（内線 355）

【提出期限】

26年1月31日迄

【申告受け付け会場と日時など】

会場	日時
本庁税務課家屋係	随時、受け付けします
江刺総合支所 市民環境課特設窓口	26年1月10日迄 26年1月15日迄 ①午前9時～正午 ②午後1時～4時
前沢総合支所 市民環境課特設窓口	26年1月9日迄 ①午前9時～正午 ②午後1時～4時
胆沢総合支所 市民環境課特設窓口	26年1月8日迄 ①午前9時～正午 ②午後1時～4時
衣川総合支所 市民環境課特設窓口	26年1月14日迄 午前9時半～正午

家屋の取り壊しや未登記家屋を取得した際は連絡を

家屋の固定資産税は、1月1日現在の所有者に課税されます。年内に取り壊した家屋は、次年度から課税されませんので、速やかに連絡をお願いします。後日職員が確認しに行きます。

また、未登記家屋の売買、相続などで権利が異動した場合は、未登記家屋所有者名義変更届の提出が必要です。

認知症支援ぬくもり隊養成講座

市は、認知症について学び、認知症になっても安心できる地域づくりを一緒に考えながら、推進する「ぬくもり隊」の養成講座を開催します。認知症の人とその家族を支えるために、ボランティアとしてできることを一緒に考え、活動してみませんか。詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ・申込先 市地域包括支援センター（内線 269）

【会場】

市江刺生涯学習センター（江刺総合支所隣）

【対象】

市内在住で、認知症に関心があり、講座終了後ボランティアとして、認知症の人とその家族を支える地域づくりに取り組んでみたい人

【定員】

30人（先着順）

【受講料】

無料

【申込期限】

12月18日迄



【日時・内容など】※全5回のうち、3回以上の出席の人に修了証を交付します

	日時	主な内容
1	12月25日迄 午前9時半～正午	開講式 講話「市の認知症対策の現状と課題」「認知症の病気の理解」
2	26年1月17日迄 午後1時半～4時	講話「若年性認知症の夫と生きて」 「たんこう認知症の人を支える家族の会」活動紹介ほか
3	2月3日迄 午後1時半～4時	講話「認知症の人の権利擁護を考える」「日常生活自立支援事業」 アクション・ミーティングほか
4	2月24日迄 午後1時半～4時	講話「認知症の人と家族を支える地域づくり」 地域の活動紹介ほか
5	3月17日迄 午後1時半～4時	講話「認知症の人を理解し支えるということ」ほか 閉講式

農耕用小型特殊自動車は軽自動車税の申告を

農耕用小型特殊自動車は、軽自動車税の申告が必要です。軽自動車税は、乗用装置がある車両であれば公道を走らなくても課税の対象です（固定資産税の償却資産の申告対象にはなりません）。農耕用小型特殊自動車を取得したときは、必ず軽自動車税の申告をしてナンバープレートの交付を受けてください。

■問い合わせ 本庁税務課諸税係（内線 336）



交付されるナンバープレート

対象	農耕用トラクター、農業用薬剤散布車、コンバイン、田植機など ※乗用装置があり最高速度が時速35km未満のもの ※上記に該当しない農耕用車両のうち、事業用として所有するものは、固定資産税（償却資産）の申告が必要
税額（農耕用）	1台当たり 年額1,600円 ※毎年4月1日現在の所有者に対して課税
申告に必要なもの	①販売店から購入した場合 所有者、使用者の印鑑 販売証明書（販売店の押印、車台番号、車名の記載あり） ②購入以外の場合 譲り受けなどの場合は、本庁税務課諸税係までお問い合わせください
申告窓口	本庁税務課諸税係、または各総合支所市民環境課納税係



市たばこ税は貴重な財源です

たばこには、市たばこ税のほかに、国のたばこ税・たばこ特別税などさまざまな税が課せられています。市内でたばこを買うと、市の収入につながり、市民の皆さんの暮らしに役立てられます。

■問い合わせ 本庁税務課諸税係（内線 336）

【市たばこ税とは？】

市たばこ税は、たばこの製造者や特定販売業者（輸入業者）、卸売販売業者が市内の小売販売業者に売り渡すことに係る税金です。

【市たばこ税の納税義務者は？】

市たばこ税を納める人は、たばこの製造者、特定販売業者（輸入業者）、卸売販売業者ですが、たばこの小売価格にはすでに市たばこ税が含まれているので、実際に負担しているのは消費者です。

【納める税額は？】

表1のとおりです。

※旧3級品とは、エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット、ウルマの6銘柄
※表中の税額のほか、消費税も課税されています

○最近3年間の市たばこ税の収入額（表2）を平均すると、約7億8千万円ほどとなっています。同じ銘柄のたばこなら、全国どこで購入しても同じ価格ですが、市内で購入することによって、市の税収として市民の皆さんの暮らしに役立てる「貴重な財源」

となります。たばこを購入の際は、市内の小売店などをご利用ください。

○喫煙の際は、マナーを守り、健康ために吸い過ぎにご注意ください。

■表1 納める税額※1箱20本当たり（単位：円）

区分	旧3級品のたばこ	旧3級品以外のたばこ
国たばこ税	50.34	106.04
たばこ特別税	7.78	16.4
県たばこ税	8.22	17.2
市たばこ税	49.9	105.24
合計	116.24	244.88

■表2 最近3年間の市たばこ税収入額（単位：円）

年度	収入額
22年度	697,631,618
23年度	823,987,573
24年度	821,551,452